

都市計画道路 橋本三輪駅線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 橋本三輪駅線は、起点を桜井市池之内、終点を桜井市三輪とする標準幅員12m、延長約4,350mの幹線街路である。

南北の区間は昭和36年に「2・3・12栗原岸上線」として都市計画決定後、昭和41年に延伸し「2・3・1橋本大西線」として変更され、昭和46年に線形が変更されている。また、東西区間については昭和41年に「2・3・5三輪駅新屋敷線」として決定されている。

その後、昭和48年に両路線が統合され「3・5・509橋本三輪駅線」として変更され、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 橋本三輪駅線は昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しにより、市の将来の発展に資する道路として都市計画決定され、環状道路の機能及びJR三輪駅へのアクセス機能を有する都市計画道路である。

しかしながら、起点～桜井市三輪までの区間（以下「当該区間」という。）については、将来的な交通量の減少が見込まれることや、東西方向の代替として一般県道 大三輪十市線、南北方向の代替として国道169号、都市計画道路 大福出垣内線が2車線で整備されていることから必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 橋本三輪駅線について以下の変更を行う。

- ・ 起点～桜井市三輪までの区間（L＝約3,920m）を廃止する。
- ・ 路線の名称を「3・5・509橋本三輪駅線」から「3・4・506三輪駅線」に変更する。